

自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約仕様書

1. 件名　　自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約
2. 数量　　自動体外式除細動器（AED）　　4台
3. 納入場所
 - (1) 佐野市南児童館　　佐野市植下町440番地1　　1台
 - (2) 佐野市東児童館　　佐野市犬伏下町1765番地1　　1台
 - (3) 佐野市西児童館　　佐野市石塚町861番地　　1台
 - (4) 佐野市田沼児童館　佐野市柄本町2384番地12　　1台
4. 入札想定品
 - (1) 日本光電工業株式会社製 カルジオライフAED-3100
 - (2) フィリップスジャパン社製 ハートスタートFRx+e
※同等品可
5. AED一式の構成（4児童館共通）
 - (1) AED本体（バッテリーを含む）　1台
 - (2) 電極パッド（成人用2組、小児用2組）
※ただし、成人・小児共用のものは2組で可
 - (3) キヤリングケース　1台
 - (4) レスキューセット（ハサミ、手袋、カミソリ、蘇生用マウスピース、タオル）　1式
 - (5) 取扱説明書（日本語）　1部
6. 賃貸借期間　令和8年3月1日～令和13年2月28日（60か月）
地方自治法第234条の3（長期継続契約とする）
7. 機器の仕様
 - (1) 新品・未使用の装置であること。
 - (2) JRC蘇生ガイドライン2020以降に対応していること。
 - (3) 薬機法の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定された医療機器であり、安全性が確認されていること。
 - (4) 二相性波形による除細動器であること。
 - (5) 成人/小児モードを切換えることができる機能を有すること。
 - (6) 日本語の音声ガイダンス機能を有し動作を指示できること。
 - (7) 電極パッドはあらかじめ本体に装着された状態であること。また、予備の電極パッドはキャリングケース内に収納されていること。
 - (8) 電気ショックが必要と機器が判断したあとに、電気ショックが不要な心電図波形に変化した場合は自動的に電気ショックを中止する機能があること。
 - (9) AED本体・バッテリーなどについて、毎日セルフチェック機能を有し、異常時はアラーム音及びインジケーター等で知らせる機能を有すること。
 - (10) 遠隔監視システムは不要とする。

8. 消耗品

- (1) 使用期限のある消耗品の定期交換については、交換時期に速やかに交換を実施すること。郵送による交換・補充でも構わない。また、AEDの使用に伴い補充が必要となった消耗品についても同様とする。
- (2) 交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、回収するものとする。郵送による回収でも構わない。
- (3) 各種消耗品の費用、消耗品の交換に関する費用、処分費用も契約金額に含むものとする。

9. 保証

- (1) 保証期間を5年以上有していること。
- (2) 貸借期間中に本体及び付属品に故障や不具合が生じた場合は、無償で速やかに現状復帰に努めること。

10. 見積金額の算出方法

- (1) 1台の月額（消費税を除いた金額）を明記すること。4児童館分の合計金額を明記すること。
- (2) 見積金額には消耗品（バッテリー、電極パッドを含む）の各使用期限による交換費用を含むこと。

11. その他

- (1) 納入後、各納入施設から申し出があった場合、隨時、機器使用について説明を行えるサポート体制を整えること。
- (2) 貸借期間満了後、各設置場所から機器一式を回収すること。その費用は契約金額に含むものとする。
- (3) 貸借人は貸借期間中、貸借人を保険契約者とする動産総合保険、または当該物件に該当する保険契約を貸借人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新すること。ただし、動産総合保険に定める保証以上の保証をすることを確約し、契約時にその旨を定めることができる場合にはこの限りではない。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。